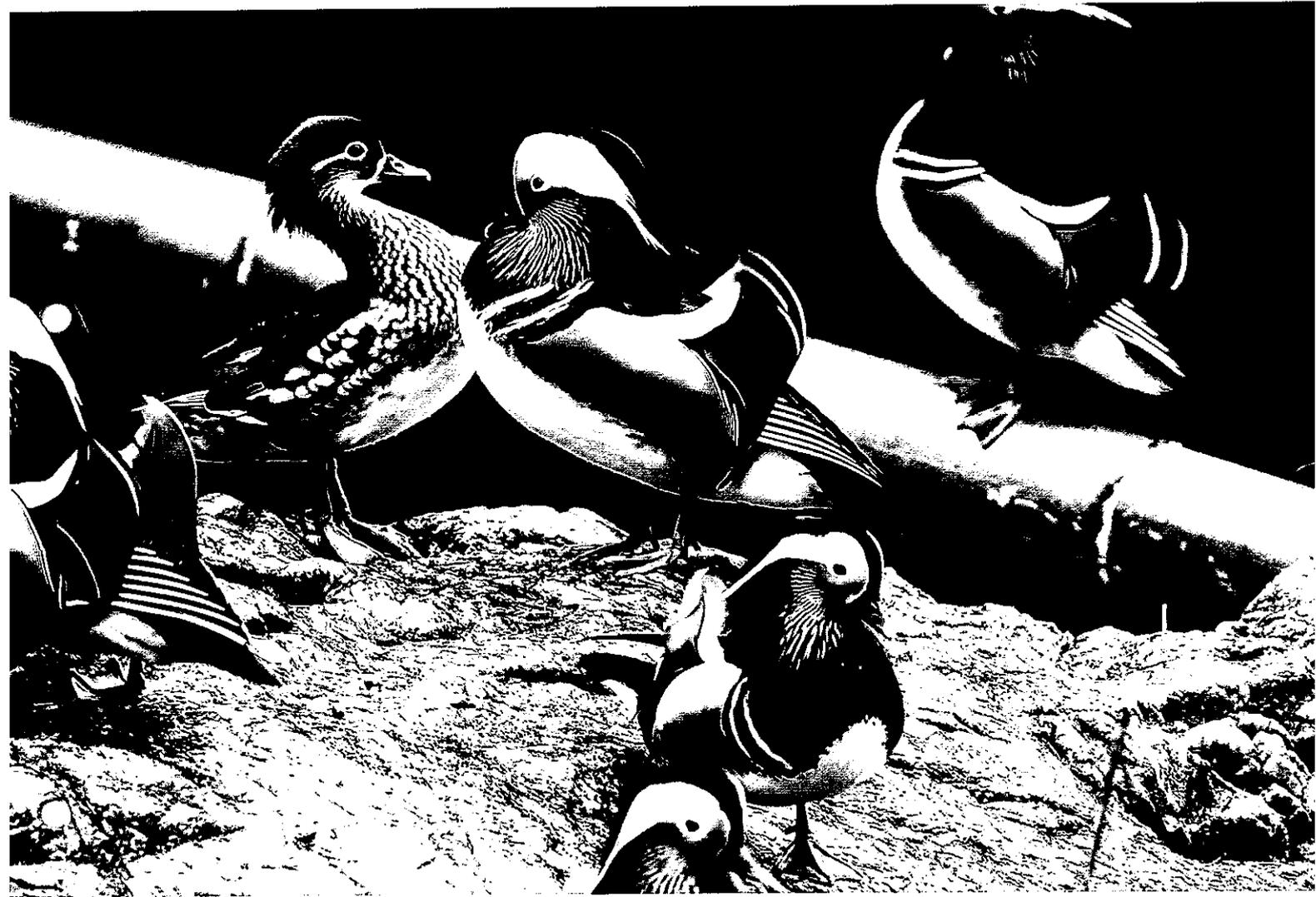


No.74

2019年2月25日

発行／一般社団法人 新城法人会

Oshidori no Sato



一般社団法人

新城法人会

会報

Contents

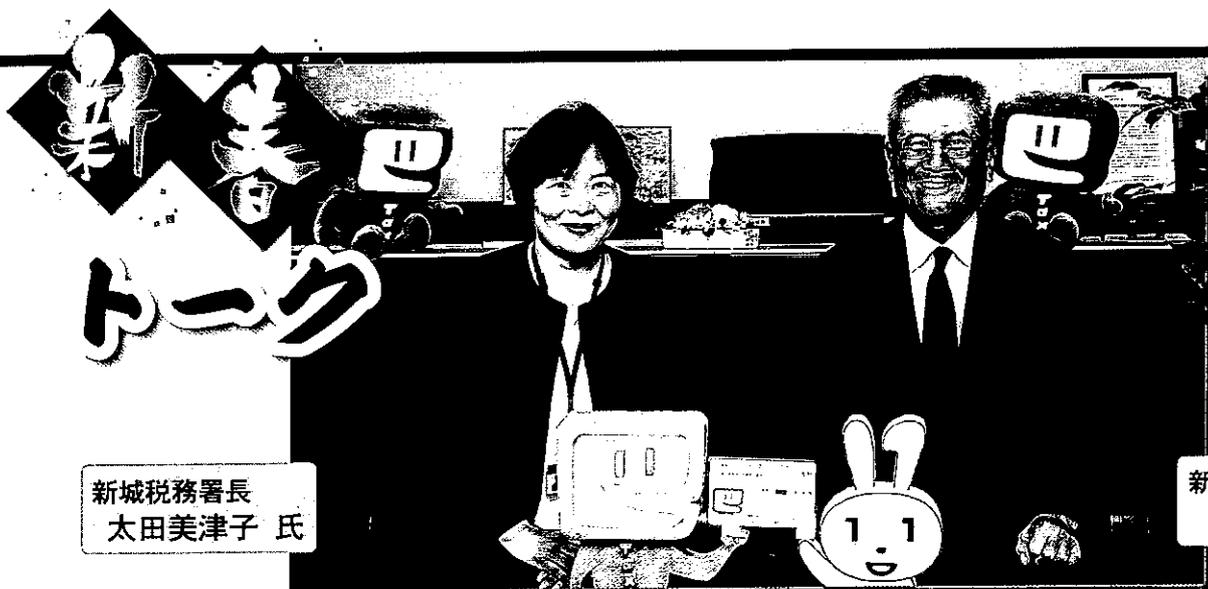
新春トーク	1
年頭のごあいさつ 名古屋国税局 課税第二部長 岩田 和之	4
税を考える週間	5
税制改正要望活動	6
社会貢献事業・広報活動・厚生活動	7
支部活動	8
部会だより 青年部会・女性部会活動	9
新会員紹介	11
税だより	12
この人 美で、女性を、町を、元気にしたい 大岡 千紘 さん	16
税の標語・税に関する絵はがきコンクール	18
インフォメーション 表紙紹介 奥三河“おしどりの里”	19



『おしどりの里』 設楽町田峯地区

毎年10月中旬、オシドリが集団越冬します。色鮮やかなオシドリが野鳥愛好家から寄せられたどんぐりを食べたり、オスがメスに求愛したりする姿などが見られます。

出典/設楽町観光協会



新城税務署長
太田美津子 氏

新城法人会会長
小笠原喜好

■新年明けましておめでとうございます。本日は、署長、会長、お忙しい中ありがとうございます。早速ですが、新年を迎えての抱負をお伺いします。

○ **署長** 新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお祈りします。

今年は平成最後のお正月で、新たな時代に入りますが、税務の仕事は継続して行っていくものなので、引き続き納税者の方に不公平感を持たれることがないよう適正・公平な課税と徴収に努めるとともに今年10月からの消費税及び地方消費税の税率の引上げと軽減税率制度の実施に向けて、事業者の皆様へ制度の理解や準備を進めていただくため、的確に対応していきたいと思っています。

また、現在、当署と豊橋税務署間において、内部事務や徴収事務の集中化に係る取組を行っています。人員構成も毎年変わるので、前年踏襲ができません。様々な変化に対応していくため、職員が各取組事項について良く考え、調べ、皆で協力しながら、気持ちとやる気を持って仕事に取り組んでいきたいと考えています。

○ **会長** 私事ですが、今年、自社が創業60周年を迎えます。毎年、年頭にあたり社員とともにその年の目標を熟語などにして表すという恒例行事があり、この記念の年にあたり、私は『百年への変革』というテーマを掲げたところです。私が自社に関わるようになって40年、事業承継についても念頭にいれ、先代から引き継ぎ、築き上げてきた会社の将来のことや自身のこと、いろいろな意味で変革していきたいとの思いを込めました。

先ほど署長のお話しの中で継続というキーワードがありましたが、自社で創業当初から定年まで実直な姿勢で勤務してくれた方が最近亡くなられました。継続の重みを感じるとともに時代は変わりつつあると感じる出来事でした。継続のためには変革も必要になってきます。新城法人会も然り、私が法人会役員として携わって以来、組織が大きく変わるということはありませんでしたが、本年度末、当会の支部の事務を委託していた商工会支所の閉鎖に伴う組織変更や公益社団法人移行を視野に入れた活動内容の見直しなど変革をしていかななくてはならない年になります。元号が変わるこの節目の年、このテーマの思いの下、公私ともに進んでいきたいと思っています。

■赴任後半年が経ちましたが、新城署管内の印象はいかがですか。また、遠方から通勤されているとお聞きしましたが……

○ **署長** あっという間に半年が過ぎてしまいました。新城税務署を含めて、三河地方の勤務は初めてですが、人柄は、親切で温厚な方が多いですね。

また、新城税務署管内は、愛知県内で一番広い面積で、山間部が管内面積の88%を占めており、「豊かな自然に恵まれていて広い」というのが第一印象でした。また、川の流域に発達した河岸段丘を自然の要害として、長篠城や野田城等の城や砦が築かれてきた地域ということで、「歴史の重み」を感じます。そのせいか伝統あるお祭りも多く、富永神社例大祭で能楽や手筒花火を見たりしました。全国的にも有名なお酒、お米、イチゴ、五平餅や鳳来牛があるなど、「美味しい食べ物」も沢山ある地域です。風光明媚で観光地も温泉もあります。工業団地の造成も順次行われており、様々な資源がある地域ですので、新東名新城ICに加え、三遠南信自動車道の開通、延伸等で、この地域はまだまだ活性化していく「可能性がある素晴らしい地域」だと思います。

通勤は、自宅から2時間15分かかりますが、あまり苦になっていません。電車では、本を読んだり、タブレットをみたりして楽しく過ごしています。

○ **会長** 署長は遠方から通勤されて、ご苦労だと思っていたので、その間、有意義に過ごされているとお聞きして安心しましたし、各所に足を運ばれて見学されたり体験されたりして楽しんでおられる様子で何よりです。

署長の言われるとおり、この地域はまだ伸びしろがあると常々思っています。新東名新城ICの開設に伴って、各地から多くの観光客がこの奥三河地域に訪れてくれるようになりましたので、それがより活かされて奥三河の地域活性化につながっていくことを期待します。そして、当会の会員企業のみならず地域企業が、その波に乗り元気になっていくれたらと願います。

太田美津子署長プロフィール

1961年生まれ

出 身：愛知県名古屋市

前 任 地：名古屋北税務署筆頭副署長

好きな言葉：生き残るのは、最も強い種ではなく、最も賢い種でもない。それは、最も変化に対応できる種だ。(ダーウィン)

趣 味：アロマセラピー

■税務署に入られたきっかけ、今までの印象に残っている勤務地・仕事についてお伺いします。

署長 税務の職場に入るきっかけは、大学のゼミの担当教授に薦められたためです。会計学のゼミでしたが、ゼミの先輩達の中に税務の仕事に就いていた人達がいて、先生は私に向いていると思ったのかもしれない。また、私の父は家で仕事の話をする事はなかったのですが、査察部の経験が長い人で、遣り甲斐を持って仕事に取り組んでいる姿も影響したかと思います。

国税の職場に入って34年目になりますが、調査事務の他、国税不服審判所といった皆様にはあまり馴染みのない仕事にも従事してきました。それぞれの部署で様々な経験をする事ができましたが、特に印象に残っているのは、平成23事務年度に国税広報広聴室の室長補佐として仕事をした事です。国税広報広聴室の仕事の中に租税教育があるのですが、平成23年11

月16日に文部科学省、総務省及び国税庁による「租税教育推進関係省庁等協議会(中央租推協)」が発足しました。租税教育は小中学生に加え、社会人となる手前の高等学校や大学等の段階においても充実するよう言われました。税理士会と租税教育の充実に向け意見交換会を行ったり、広報官達が大学や専門学校等で租税教育に係る講演を少しでも増やそうと各学校に働きかけたり、愛知教育大学で、将来の学校の先生である学生たちに租税教育を教授していただく等、租税教育に関し新たに進みだした年でした。租税教育の変革期に租税教育に携わることができ、大変嬉しく思っています。

さて、ここ新城税務署においても平成26年6月11日に新城税務署管内租税教育推進協議会が発足しました。法人会会員の皆様は、事業をしていく上で、説明等プレゼン能力が高い方が多くおみえです。どうか小中学校の租税教室への講師派遣について、前向きにご検討していただきますようお願い申し上げます。

会長 当会では、今まで独自の租税教育活動を展開してまいりました。青年部会では社会貢献事業の一貫で小学生対象に実施する事業を通じて、そのカリキュラムの中で税を知ってもらう「税金クイズコーナー」を設けたり、女性部会が親会から引き継いだ事業「中学生：税の標語募集」や全法連推進事業の「税に関する絵はがきコンクール」を実施したり、親会では当会オリジナルの「税のまんが本」や税に関する冊子、グッズを小学生向けに配布しています。ただ、税務当局の租税教室については、種々の事情で要望に応えられずにおりました。今後は、当会の租税教育活動の充実を図る意味でも、一歩でも踏み出せるよう協力体制を整えていければと考えています。

■休日とはどのように過ごされていますか？

署長 休日は、家事の他に一人暮らしをしていた母が、右大腿骨を骨折後、施設に入っているので、週1回程度ですが様子を見に行っています。

その他、7月以降、主人と一緒に新城署管内をドライブし、管内の名所などを見て回っています。8月の緑陰講座の際に、百間滝のことを聞き、大島ダム経由で見してきました。車を停めるスペースを探すのにも苦労しましたが、素敵な滝で行って良かったです。国の名勝及び天然記念物に指定されている阿寺の七滝にも行きましたが、この管内にはきれいな滝が沢山あるので、順番に見て回りたいと思います。また、花祭りの榊鬼が勢ぞろいすると聞き、東栄フェスティバルにも行ってきましたが、榊鬼の他に和太鼓志多らの演奏も聞くことができ感動しました。



■趣味についてお聞かせ下さい。また、現在はまっていることなどありますでしょうか？

署長 しっかりものだった父が認知症になった頃、テレビで香りが脳に良い影響を与えているのを見て、興味を持つようになりました。資格試験を受けるため講座を受講したこともありましたが、現在は本で香りの効能を読んだりしながら、自宅でハンカチにアロマオイルを数滴付けたものを玄関や部屋に置いたりして、香りを楽しんでいます。

また、人間ドッグで痩せるように言われたため、この頃休日は、夕食後主人と30分ほどウォーキングをしています。

そして、最近野球の大谷翔平選手や根尾昂選手が洪沢栄一さんの「論語と算盤」を愛読書としてしていると聞き、私も読んでみようと思って購入したところ、漢文調の文書の中々読み進めることが出来ず、現代語訳版から入ることにしたところでした。

会長 論語と言えば、私も長年素読を通して学んでいます。論語は、孔子の死後、師匠の言葉を記憶したり記録したりしていた弟子や孫弟子たちが、それらを集め討論しながら、まとめられた書物であります。いつの世になっても変わらない大切なことは、人間の問題であると思います。その人間の完成を目指すために、より健全な方向を示してくれ、日本の伝統思想の中にあつて最も適切なのが論語と言われています。ぜひ、声に出して素読することで、身近なものにしていただければと思います。



■今年の10月からの消費税の引上げに伴い軽減税率制度が実施されますが、税務署の対応等についてお伺いします。

署長 税務署では、消費税率の引上げと軽減税率制度の実施が円滑に導入されるよう、昨年からの各地の商工会や関係民間団体の研修会等で説明会等を実施してきました。今年は、市町村並びに関係民間団体との共催で、各地で説明会等を実施し、税率の引上げや軽減税率制度で対応が必要な事項等について理解していただけるよう改正への対応に尽力したいと考えています。

なお、税務署では、業種団体の会合等の際に説明会を実施していきたいと考えていますので、説明会等の開催希望があれば、あらかじめ税務署に連絡していただけますと助かります。

また、消費税に関しては、2023年10月から適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)の導入を予定していますので、しばらくの間、消費税及び地方消費税に注目していただきたいと思います。

会長 消費税の引き上げに伴う軽減税率制度については、当会でも一昨年から会員企業の方に周知、理解をしていただくよう、税務署担当官に研修会の折に説明をお願いしてまいりました。

ただ、飲食料品を取り扱う事業者だけが関係すると受け取られがちですが、取り扱わない事業者にも関わってきますし、日々の買い物をする個人の消費者でも消費税率が上がるだけでなく状況次第ではこの制度によって税率が違ってくる場合があります。先日、ある会合で税務署担当官から、私もまだ知らなかった制度に関連するお話を聞く機会があり、知っているのと知らないのでは、事業者によっては今後の対応が変わってくるのがわかりました。制度実施まで残りわずかな期間となってきたことで、今後、当会の研修会では、税務署担当官に個別の事例を挙げるなどして詳細に説明をしていただくようお願いいたします。

そして、会員企業の方はもちろんのことですが、そうでない企業や消費者の方々も、もっと情報を取り入れ理解を深めていく必要があると思いますので、当会の広報活動を通じて周知ができるよう税務行政に協力していきたいと考えています。

■今後の税務行政について一言、お願いいたします。

署長 ICTやマイナンバーなどの積極的な活用を通じて、納税者利便の向上や課税・徴収の効率化、高度化を図り、税務行政のスマート化をはじめとした業務改革が推進されていくものと考えられます。

申告・納付手続のデジタル化の推進が強く言われている中、日頃から新城法人会の皆様のe-Taxの普及・定着への取組に感謝申し上げます。

なお、e-Taxをご利用していない手続がございましたら、是非e-Taxのご利用をご検討ください。特に納税に関し、電子納税以外の方は、ダイレクト納付のご利用をお願いいたします。ダイレクト納付はインターネットバンキング契約をすることなく、「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」の提出だけでご利用可能な納付手段です。

会長 当会では、e-Taxの普及拡大については、導入以来積極的に取り組んでまいりました。その結果、会員企業の方から大変便利であるとの声を多く聞くようになり、当会の利用率は高い水準で推移しております。これも会員企業の方々のご理解、ご協力があったお陰で、普及・定着につながったものと感謝いたします。

今後もしできる限り利用可能な手続きをしてe-Taxを活用していただくようお願いしたり、ダイレクト納付やICTを活用した納付方法についての情報発信をしていきたいと思っています。

■税務署から新城法人会に期待することがありましたらお聞かせ下さい。

署長 新城法人会におかれましては、「税の標語・広告塔除幕式」、「絵はがきコンクール」及び新たに軽トラ市で行った子供を対象とした税金クイズ等を通じて、日本の将来を担う子供達に税の役割を考える機会を作っていただいております。深く感謝申し上げます。

地区別懇談会においては、沢山の方に参加していただき、「自主点検チェックシート」の研修実施等、適正申告に向けた活動も積極的に行っていただいております。各種会合における法人会の方々の豊かな発想と強力な団結力を大変頼もしく感じております。

これから、新たな時代を迎えますが、法人会の皆様には、オピニオンリーダーとして、企業の発展や地域の振興、社会に貢献する経営者の団体として更なるご活躍を期待するとともに、引き続き税の良き理解者として、様々な活動を通じて税知識の普及や納税意識の高揚に努めていただければと願っております。

会長 当会は、県内では他の法人会と比べるとかなり小規模法人会ではありますが、加入率では何とか6割を維持しています。それに対して、ある関係者の方に「その地域の6割の会員企業の方に対して税に関する情報を発信、さらにその情報が従業員、家族などに反映されていくと捉えれば、税の啓発活動、広報活動に対する面で相当な影響力がある。」と言われたことがありました。小さな法人会だからこそ、その特性を活かして情報発信ができ、この地域の方々の温厚で真面目な気質が加わることによって税への深い理解となり、それが円滑な税務行政につながるのではと思うようになりました。

今後も、当会のキャッチフレーズ『元気を地域にひろげる法人会』をモットーに、社会貢献活動も合わせ税の啓発・広報活動に積極的に取り組んでまいりますので、税務当局には一層のご指導ご支援をいただきますようお願いいたします。



聞き手：坂巻広報委員長



◆ 年頭のごあいさつ ◆

名古屋国税局 課税第二部長

岩田 和之

平成31年の年頭に当たり、一般社団法人新城法人会の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様には、平素から税務行政につきまして深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の管内の経済情勢を振り返りますと、個人消費は回復傾向にあり、生産活動、住宅建設の増加により緩やかではありますが拡大しております。

さらに、経済以外の面に目を向けましても、平昌五輪では愛知県出身の宇野昌磨選手の銀メダルをはじめ、日本としても冬季五輪史上最多記録を更新する13個のメダルを獲得し、2020年東京夏季五輪への弾みとなりました。

また、静岡県とゆかりのある本庶佑氏が、新しいがん治療薬の開発などに貢献したとして、ノーベル医学・生理学を受賞するという大変喜ばしい出来事もありました。

このような中で新しく迎える年が、会員企業の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

ところで、税務行政を取り巻く環境は、経済活動の国際化・ICT化の著しい進展とともに、制度改革が行われるなど、大きく変化しております。

この変化に対して、国税当局といたしましては、ICTやマイナンバーの活用による納税者の皆様の利便性の向上と、税務署の内部事務等の集中処理などの事務運営の最適化を通じて、税務行政のスマート化を目指すことにより、納税者の皆様の信頼の確保に努めるとともに、納税者の皆様が自発的に納税

義務を履行していただけるよう税務コンプライアンスの向上に取り組む必要があると考えております。

貴法人会におかれましても、各企業の内部統制面や会計経理面の質的向上に向けて、「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」を作成し、これを会員企業のみならず一般企業にも配布する取組を実施しております。

この取組は、納税者全体の税務コンプライアンスの維持・向上に資するものであり、国税庁の使命にも合致することから、更なる普及に向けて後押しをさせていただくこととしておりますので、今後も積極的な取組をお願いいたします。

また、本年10月1日から社会保障の充実・安定化を図るため、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

国税当局といたしましては、納税者の皆様に制度を理解していただくとともに導入に向けた準備を進めていただき、自ら適正な申告・納税が行えるよう法人会の皆様に説明会の開催等で御協力いただきながら、着実な周知・広報に努めているところであります。引き続き、円滑な実施に向けて取り組んでまいりますので、さらなる御協力をよろしくお願い申し上げます。

重ねてe-Taxやマイナンバーの普及・定着に多大な御尽力をいただいております。厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも変わらぬ御支援・御協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりますが、一般社団法人新城法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。

30年度 納税表彰

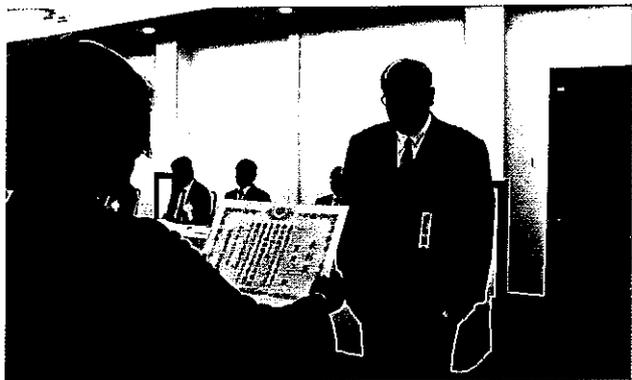
平成30年11月15日(木) 場所/新城観光ホテル

平成30年度の納税表彰式が挙行政され、新城法人会からは5名の方が受賞されました。

受賞おめでとうございます。

多年にわたり申告納税制度の普及・発展に尽力、貢献をされました。

(敬称略)



新城税務署長表彰受賞

夏目 工 (株金山/役職 常任理事)



新城税務署長表彰受賞

和田 育夫 (㈱和田製材所/役職 常任理事)



新城税務協議会長表彰受賞

小山 勝由
(㈱やまかつ建築/役職 常任理事)



新城税務協議会長表彰受賞

加藤 栄志
(松井建拓㈱/役職 常任理事)



新城税務協議会長表彰受賞

上田佳代子
(㈱上田モータース/役職 女性部副会長)

「税の標語」表彰

平成30年11月14日(水) 場所/新城市一鉄田地区

租税教育活動の一環として毎年度、税に関する標語を募集しております。本年度は八名中学校の生徒113名の皆さんに応募していただき、入賞された17名の生徒さんの表彰式を執り行いました。

八名中学校長 上野道弘様をご来賓にお迎えし、小笠原会長から受賞者に伝達しました。また、新城税務署長受賞者には新城税務署太田署長から授与されました。



最優秀作品

八名中学校 3年 山本 彩生 さん

納税で 笑顔あふれる まちづくり

[新城市一鉄田地区の広告塔に掲載]

※入賞作品17点の詳細は、18ページに掲載

第35回全国大会 鳥取大会 =税制改正要望大会=

平成30年10月11日(木) 場所/とりぎん文化会館



第35回法人会全国大会が、鳥取県のとりぎん文化会館で開催され、全国から法人会員約1,600名が参加しました。新城法人会からは小笠原会長が出席しました。

全国の法人会員らの要望事項は、財団法人全国法人会総連合に上申され、全国大会において提言内容が発表されました。その後、国や地方自治体に対して「税制改正に関する提言」の要望活動を実施します。

平成31年度税制改正のスローガン

- ◆ 財政健全化は国家的課題。
目標の早期達成に向けて全力を！
- ◆ 少子高齢化の急速な進行は不可避。
社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を！
- ◆ 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を！
- ◆ 中小企業は雇用の担い手。事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要！

第1部 記念講演会

演題/大山どりの軌跡
～35歳、どん底からの挑戦～
講師/株式会社 大山どり
代表取締役 島原 道範氏

第2部 式典

- 租税教育活動事例発表
- 『平成31年度税制改正に関する提言』の報告と大会宣言

平成31年度税制改正要望活動実施

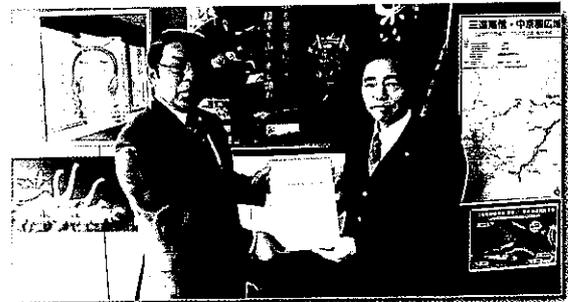
新城法人会では、管内の1市2町1村の首長並びに各商工会長に対して税制改正要望活動を行いました。

『税制改正に関する提言書』を手交



12月5日

左から小笠原会長、穂積新城市長、今泉税制委員長



12月3日

左から村上東栄町長、原田税制担当副会長(北設支部長)



12月5日

左から原田設楽副町長、小笠原会長、今泉税制委員長



12月3日

左から伊藤豊根村長、原田税制担当副会長(北設支部長)

公開講演会(社会貢献事業)

平成30年9月28日(木) 場所/新城文化会館大会議室

演題 「卓球を通じて学んだこと」

講師 平野早矢香 氏
ロンドンオリンピック
卓球女子団体銀メダリスト



プロフィール

栃木県出身。両親の影響で卓球を始め、高校卒業後ミキハウスに入社。その才能が一気に開花する。入社一年目で全日本選手権を初制覇。2012年のロンドンオリンピックでは、団体戦にて日本卓球史上初の銀メダルを獲得する。世界選手権の14大会出場など世界を舞台に活躍を続けるが2016年現役引退。現在は、ミキハウススポーツクラブアドバイザーとして後進の指導に務める傍ら、全国にて講習会や講演会、解説、そしてスポーツキャスターとしても更なる卓球の普及のため、幅広く活動している。

『税の標語』広告塔の書き換え

平成30年11月

新城市一鍛田地区広告塔



広告塔で「税」と「法人会」をPR

八名中学校3年 山本彩生さんの最優秀作品を掲載

平成30年11月14日(水)、八名中学校生徒さんから募集した最優秀作品の「税の標語」を、管内8基のうちの一つ新城市一鍛田地区の広告塔に掲載しました。併せて、広告塔の除幕式、表彰式を執り行いました。

新城法人会では、「税」に関心をよせてもらうとともに、法人会のPRをするため、地元の中学校の生徒さんの標語と、もう片面には当会のキャッチフレーズを広告塔に掲載しています。

チャリティゴルフ大会

平成30年10月9日(火) 場所/三河カントリークラブ

＝平成30年7月豪雨災害支援＝

総勢63名17組の参加でゴルフ大会を開催しました。絶好のゴルフ日和の中、皆さん、親睦を深めながらプレーを楽しみました。



地域交流研修旅行

平成30年11月8日(木) 行先/京都



10円玉のデザインで知られている京都平等院を訪れました。11月とは思えないほどの暖かな秋晴れの中、「鳳凰堂」の拝観や資料館の見学をしました。また、平等院にほど近い、世界遺産宇治上神社の参拝、表参道散策など歴史や文化を十分に満喫することができました。

支部活動

新城支部 『しんしろ軽トラ市』に参加(社会貢献事業) 平成30年10月28日(日)

新城支部では、新城市内で毎月行われているイベント「しんしろ軽トラ市」に参加し、新城法人会オリジナルで作成したクリアファイルや法人会キャラクターグッズ、税に関する冊子等、来場者に配布。青年部会の社会貢献事業に合わせて法人会ブースを設け、関心を寄せてもらい、太田税務署長、田代統括官、小笠原会長も参加され、支部役員とともに市内外から来られた地域の方達に税の啓発活動と法人会のPRを行いました。

当日は、来場者が多かったため準備していた1,200部は、短時間で配り終えてしまいました。

【開催場所】

新城中央通り商店街
『しんしろ軽トラ市・
のんほいロット』会場内



税務研修会(地区別懇談会) 平成30年11月

- ◎ 署長講話「最近の国税不服審判所事情」
講 師/新城税務署 太田美津子 署長
- ◎ 消費税軽減税率制度等 Q & A
- ◎ 自主点検チェックシートのおすすめ(DVD上映)
- ◎ 税金クイズ Q & Aと解説
講 師/新城税務署法人課税部門 田代 哲裕 統括官

「税を考える週間」に新城税務署長による税務研修会を開催しました。太田署長さんの職歴に関わる興味深いお話は大変好評でした。引き続き署担当官には、消費税軽減税率制度等の説明をしていただき、クイズ形式の税に関するQ & Aの解説をしていただきました。



支部名	開催日	場 所
新城支部	11月14日(水)	新城市商工会館 会議室
南設支部	11月16日(金)	やまびこの丘 研修室
北設支部	11月12日(月)	東栄グリーンハウス研修室

税務研修会(実務者研修会)

平成31年 2月

会員企業の実務担当者を対象に、税務署担当官の方を講師にお招きし研修会を開催しました。今回は一部構成で実施し、10月1日から始まる消費税引き上げに伴う軽減税率制度について詳細に説明していただきました。

実務者のための税務研修会

テーマ/消費税軽減税率制度Q & A 他
講 師/新城税務署法人課税部門 田代 哲裕 統括官

支部名	開催日	場 所
新城支部	2月20日(水)	新城商工会館研修室
南設支部	2月20日(水)	やまびこの丘研修室
北設支部	2月21日(木)	奥三河総合センター 研修室

青年部会

税務研修会「署長さんを囲んで」

平成30年9月27日(木)
場所/新城まちなみ情報センター

新城税務署長太田美津子様を、講師にお迎えして「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況と題して講話をしていただき、税務行政に関する最新の情報など聴くことができ大変勉強になりました。また、署長さんの明るく楽しいお人柄で懇談会の場が大変和みました。

テーマ/・「税務行政の将来像」に関する最近の取組状況 ・香りでリフレッシュ
講師/新城税務署長 太田美津子 氏



愛知県法人会青年部会連絡協議会情報交換会

平成30年10月4日(木)
場所/ホテルキャッスルプラザ



愛知県内各法人会の青年部会が参加し、情報交換や懇親を図りました。第一部では好事例として中川法人会青年部会の会員増強への取組について発表があり、第二部では「青年部会員の会員増強」をテーマに今後の各青年部会の積極的な活動につなげるための意見交換と発表会が行われました。当会からは、正副部会長、理事らが参加しました。

「しんしろ軽トラ市」に参加(社会貢献事業/租税教育活動)

平成30年10月28日(日) 場所/しんしろ軽トラ市会場内

親会新城支部と共催で新城市内で行われる「しんしろ軽トラ市」に参加し、税の啓発活動、租税教育活動を行いました。

青年部会では、法人会ブースに税金クイズコーナーを設け、子どもや親子を対象に税金クイズを実施。

実演したバルーンアートの参加賞と抽選による豪華景品を参加した皆さん200名にもれなく進呈しました。

当日は、普段より大勢の来場者があったことから、税金クイズコーナーは大盛況、バルーンアートにも行列ができるほどで、多くの子ども達に税に触れてもらう大変良い機会となりました。



第32回 全国青年の集い「岐阜大会」

平成30年11月9日(金)
場所/長良川国際会議場

全国の青年部会員が年1回集まり、地域社会に対する活動や、租税教育を中心テーマに情報交換や研鑽の場として開催しています。本年度も全国から2,460名に及ぶ青年部会員が集まり式典では租税教育活動の事例発表、部会長サミットでは、「財政健全化のための健康経営推進」をテーマに討議されました。



大会スローガン

未来を切り開く先駆けとなれ
~「天下布武」発信の地岐阜から~

〈部会長サミット〉〈大会式典〉
〈記念講演〉

『今私たちにできること
~未来のために~』
講師 紺野美沙子 氏

研修親睦旅行

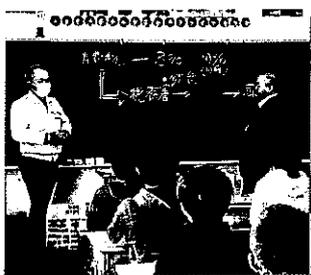
平成30年11月8日(木)~9日(金)
行先/岐阜県岐阜市

例年通り、「全国青年の集い」に合わせた親睦旅行を計画し、今回は青年の集いが岐阜市開催ということで多くの部会員が参加しました。また、愛知県連主催の「愛知ナイト」にも全員初参加して県内青年部会と情報交換をしました。翌日には、岐阜の名所巡りをして部会員の親睦を深めました。



租 税 教 室

平成31年1月18日(金) 場所/千郷小学校(新城市)



税務署主催で実施している租税教室に出向き、豊橋税務署福田広聴官と新城税務署田代統括官にサポートしていただき、今泉青年部会長が講師の体験をしてきました。この租税教室は、次代を担う子ども達に「税」の役割や大切さを正しく理解してもらい知識を深めてもらうことを目的として、新城署管内の小学校6年生の児童を対象に毎年実施されているものです。

この度、今後の青年部会の社会貢献活動に合わせた租税教育活動の充実を図る意味で、前向きに捉え、初の講師体験をさせていただきました。児童の皆さんは真剣かつ素直に話を聴いてくれたり質問にも答えてくれて、マンガ仕立ての税に関するDVDを上映した時には笑いあり……で、手応えを感じることができました。

女性部会



親睦バス旅行

平成30年10月15日(月) 行先/名古屋

今年4月にリニューアルした新生御園座で歌舞伎を観劇しました。

イヤホンガイドによるストーリー、見所、セリフの解説で難しそうと思っていた歌舞伎を楽しく観ることができました。歌舞伎独特な言い回し、色鮮やかな衣装、女形の優雅な仕草、幕間でいただく幕の内弁当……しっかり満喫しました。

愛知県法人会女性部会連絡協議会情報交換会参加

平成30年11月21日(水) 場所/ホテルキャッスルプラザ

愛知県内法人会の女性部会が参加し、「絵はがきコンクールの実施について」をテーマに、小牧、豊田法人会女性部会の事例発表やテーブルディスカッションを行いました。そこで得た情報を各部会に持ち帰り、今後の活動にどのように活かしていくかを課題としました。

当会からは、正副部会長4名が参加しました。



税務研修会

平成30年12月6日(木) 場所/新城市商工会館



テーマ/消費税軽減税率制度について

講師/新城税務署法人課税部門 田代 哲裕 統括官

田代統括官を講師にお迎えし、今年10月1日の消費税率の引き上げと同時に実施される軽減税率制度についてQ&A形式でわかりやすく説明していただきました。まだまだ知らなかった情報に、皆さん真剣に耳を傾け、いろいろな質問を投げかけました。

社会貢献活動 女性部会は租税教育活動に積極的に取り組んでいます。

◆税の標語募集

審査会 平成30年10月22日(月)

対象/八名中学校全校生徒

◆「税に関する絵はがきコンクール」

選考会 平成31年1月25日(金)

対象/新城管内小学校6年生

※作品の詳細は18頁に掲載



「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。

国税電子申告・納税システム

e-Tax



電子申告で
効率UP!

納税にはダイレクト納付が便利です!

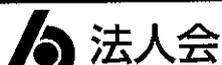
e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出した預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが!

添付書類の
提出省略

還付が
スピーディー



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索

平成30年 新会員紹介

平成30年1月～30年12月



****新会員を募集しています****

会員の皆様、私たちと共に活動をして下さる企業をご紹介してください。

法人名	職種	代表者名	所在地	
(一社)高齢化社会支援センター 福祉事業		山川 博美	新城市字宮ノ後70-9	TEL 0536-23-1008
松栄電工(株) 自動車部品製造		松田 佳久	新城市長篠字広面11-5	TEL 0536-32-0561
(同) R E T O K 通信販売業		杉江 俊弘	新城市八束穂970-11	TEL 080-3624-3832
(株) ポラリス 建設ならびに土地利用に関するコンサルタント業務		柿野さと恵	新城市野田字西町屋敷5-2	TEL 090-9809-0842

会員の皆様へお願い

法人設立後、下記事項に変更などありましたら
新城法人会事務局までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

- 法人名の改称●代表者・代表者役職の変更●法人所在地の移転、変更
- 電話番号・FAX番号の変更●法人組織の変更●資本金の変更
- 決算期の変更●業種目の変更●法人の合併・解散・清算結了等

【連絡先】 (一社)新城法人会事務局 〒441-1326 新城市字中野15-10 新城市商工会館内
Tel 0536-22-1811 Fax 0536-23-1007

《平成30年7月豪雨(西日本豪雨)災害支援募金》 募金のご協力ありがとうございました

平成30年10月9日に開催しましたチャリティゴルフ大会において、参加者の皆様から善意の募金をしていただきました。

本年度は、平成30年7月に西日本を中心に北海道や中部地方など全国的に広い範囲で記録された台風7号及び梅雨前線等の影響による集中豪雨災害の復興支援のため、公益財団法人豊橋善意銀行に義援金を寄託しました。



豊橋善意銀行にて右から田中厚生委員長、
近藤厚生担当副会長、小笠原会長

平成31年(2019年)10月1日以後適用する消費税率等に関する経過措置

平成30年10月
国 税 庁

平成31年分以降の元号の表示につきましては、便宜上、平成を使用するとともに西暦を併記しております。

I 消費税率等の引上げについて

平成31年(2019年)10月1日(以下「31年施行日」といいます。)から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられ、この税率引上げと同時に消費税の軽減税率制度*が実施されます。

※ 消費税の軽減税率制度については、国税庁ホームページの特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

区 分	適用開始日	現 行	平成31年(2019年)10月1日	
			標 準 税 率	優 待 税 率
消 費 税 率		6.3%	7.8%	6.24%
地 方 消 費 税 率		1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合 計		8.0%	10.0%	8.0%

II 平成31年(2019年)10月1日前後の消費税率等の適用について

31年施行日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等並びに31年施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物(以下「課税仕入れ等」といいます。)に係る消費税及び地方消費税については、経過措置が適用されるものを除き、10%(軽減対象資産の譲渡等については、8%)の税率(以下「新税率」といいます。)が適用され、平成26年4月1日から31年施行日の前日(平成31年(2019年)9月30日)までの間に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び課税仕入れ等に係る消費税及び地方消費税については、旧税率(8%)が適用されることとなります。

したがって、31年施行日の前日までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、31年施行日以後に行われるものは、経過措置が適用されるものを除き、当該資産の譲渡等及び課税仕入れ等について、新税率が適用されることとなります。

III 経過措置の概要

31年施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れであっても、経過措置が適用されるものについては、旧税率(8%)が適用されることとなります。

主な経過措置の概要は、次ページをご覧ください。

※ 経過措置について、詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページに掲載している「平成31年(2019年)10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A」をご覧ください。

Q&A

Q 経過措置が適用される取引は、必ず経過措置を適用しなければなりませんか。

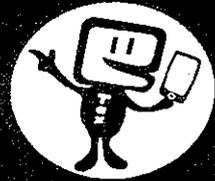
A 経過措置の各規定により、旧税率(8%)が適用される31年施行日以後に事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れについては、必ず経過措置を適用することとなります。
例えば、電気料金等の税率等に関する経過措置の適用を受ける電気料金について、新税率(10%)により仕入税額控除を行うことはできません。

内容	適用関係		
<p>① 旅客運賃等 31年施行日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、26年施行日（平成26年4月1日）から31年施行日の前日までの間に領収しているもの</p>	26年施行日 (H26.4.1)	31年施行日 (H31.10.1)	対価受領 ■ 入場等 ▲
<p>② 電気料金等 継続供給契約に基づき、31年施行日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、31年施行日から平成31年（2019年）10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの</p>	継続供給 ▲	H31.10.31 権利確定 ■	
<p>③ 請負工事等 26年指定日（平成25年10月1日）から31年指定日（平成31年（2019年）4月1日）の前日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、31年施行日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等</p>	26年指定日 (H25.10.1)	31年指定日 (H31.4.1)	契約 ● 譲渡等 ▲
<p>④ 資産の貸付け 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限ります。）における、31年施行日以後に行う当該資産の貸付け</p>	契約 ●	貸付け ▲	→
<p>⑤ 指定役務の提供 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供*に係るものをいいます。）に基づき、31年施行日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該役務の内容が一定の要件に該当する役務の提供 ※ 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供をいいます。</p>	契約 ●	指定役務 ▲	
<p>⑥ 予約販売に係る書籍等 31年指定日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡する書籍その他の物品に係る対価を31年施行日前に領収している場合で、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）</p>	契約 ●	対価受領 ■	定期供給 ▲▲ →
<p>⑦ 特定新聞 不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を同期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が31年施行日前であるもののうち、その譲渡が31年施行日以後に行われるもの（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）</p>		指定 発売日 ■	譲渡 ▲
<p>⑧ 通信販売 通信販売の方法により商品を販売する事業者が、31年指定日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、31年施行日前に申込みを受け、提示した条件に従って31年施行日以後に行われる商品の販売（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）</p>	条件提示 ■	31年指定日 (H31.4.1) 申込 ■	譲渡 ▲
<p>⑨ 有料老人ホーム 26年指定日から31年指定日の前日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限ります。）に基づき、31年施行日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、31年施行日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供</p>	26年指定日 (H25.10.1)	契約 ●	介護 サービス ▲ →
<p>⑩ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に規定する再商品化等 家電リサイクル法に規定する製造業者等が、同法に規定する特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に係る対価を31年施行日前に領収している場合（同法の規定に基づき小売業者が領収している場合も含みます。）で、当該対価の領収に係る再商品化等が31年施行日以後に行われるもの</p>		対価受領 ■	再商品化等 ▲

※ 上記以外にも、「リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置」などの経過措置が設けられています。

いつでもどこでも 『スマート！確定申告』

スマホで申告!!



ステップ
1

「確定申告書等作成コーナー」へアクセス!!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンでも所得税の確定申告書が作成できます!!

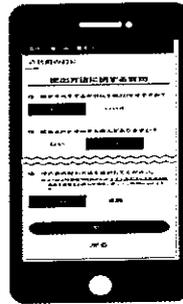
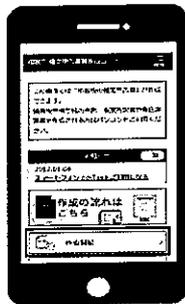


ポイント!

特に、給与所得者で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除による還付申告を行う方は、「スマホ専用画面」があって便利! (平成31年1月から)

Androidの方は
事前にインストール

Google Playから「Adobe Acrobat Reader」アプリをインストールしてください。



作成コーナー

検索



※画面はイメージであり、実際とは異なる場合があります。
※掲載コードのリンク先は予告無く変更又は削除する場合があります。

ステップ
2

e-Tax又は印刷して郵送等で提出!

申告書の提出は、e-Tax（データ送信）又は、印刷して税務署へ郵送等で!!

ID・パスワードは・・・平成30年1月以降、税務署で発行しています。



ID・PWが自印

- ・既に、ID等をお持ちの方は、新たに取得する必要はありません。
- ・ID等の発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

又は

プリンタをお持ちでなくても、コンビニ等のプリントサービス（有料）を利用すれば、印刷できます!!

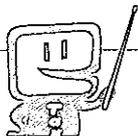


国税の納付は、

 国税庁

簡単・
便利な

ダイレクト納付 をご利用ください



ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。



スマホ・タブレットでもOK!

簡単

- インターネットを利用できるパソコンがあれば、利用可能です!
- インターネットバンキングの契約が不要です!
- 利用者識別番号(ID)と暗証番号(PW)のみで納付手続きが行えます!
⇒ **電子証明書の添付やICカードリーダーは不要です**

便利

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません!
⇒ **源泉所得税を毎月納付している方に便利です**
- 即時又は納付日を指定して納付することができます!
- 税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことができます!
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます!
- 納期限前の計画的な納付(予納)が簡単にできます!(平成31年1月4日開始) **NEW**

ダイレクト納付を利用するには

- ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある**
利用可能金融機関は国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) でご確認ください。
- e-Taxの利用開始手続きをする**
e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください(即時発行されます)。
※既に利用者識別番号を取得済の方は二重に手続きすることのないようご注意ください。
- ダイレクト納付利用届出書を提出する**
「ダイレクト納付利用届出書」にご利用になられる預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。
なお、納付する際に預貯金口座を選択するには、ご利用になられるすべての預貯金口座についてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。
※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。

税だより

この人

地元出身の気になる「この人」をご紹介します

美で、女性を、町を、元気にしたい

遠い故郷を離れ、東栄町の地域おこし協力隊として移り住み6年目の大岡千紘さん。手作りコスメ体験講座に合わせてグルメ、観光等を楽しめる「ビューティーツーリズム」を企画し東栄町に女性を呼び込み地域活性化につなげたいとの思いで「naori(なおり)事業」を立ち上げました。観光協会の職員となった現在でも「naori」を見守りながら“町おこし”に意欲的に取り組んでいます。和歌山県出身。

■以前、地域おこし協力隊として活動されていたとお聞きしましたが、東栄町に来られたきっかけをお聞かせ下さい。

10年前、大学在学中に地域おこしのプロジェクトに関わったことで“町おこし”に興味をもちまして、2年生の時には卒業後の進路は「地域おこし協力隊」と決めていました。

私は、趣味が「祭りめぐり」でしたので、全国各地の有名なお祭りを通じて、その地域に触れる旅をしていました。大学生活最後の年、東栄町の歴史ある「花祭」に出会い感銘を受けるとともに、地元の方にやさしく接していただいたことも心に残りました。そして、そのタイミングで協力隊の募集のことを知り説明会に向いた折、役場の方の親切な対応と熱意のあるお誘いが決め手で、東栄町に来ることになりました。

“何かのご縁”と言われますが、縁だけでなく私の中で惹きつける何かがあったのだなと改めて思いますね。

■地域おこし協力隊ではどのような活動をされていたのでしょうか？

採用時には、「山菜王国研究会」のプロジェクトの支援というミッションが決まっており、東栄町の“とうえい”を文字って『燈榮隊』と名付け、隊員2名で活動がスタートしました。

その研究会は、山菜を栽培して収穫し6次産業化を図ることを目的に、地元有志の方で構成された会でした。その研究会を支援する中で、山菜の植え付けや室内栽培の実験、石窯ピザの開発、シイタケ栽培にも取り組んでおりました。

■「naori(なおり)事業」を立ち上げることになったのは、どのようなことがきっかけでしょうか？

協力隊2年目から研究会の支援も続けながら自分のやりたいことを見つけ、任務が終了する3年後の自身の道を模索していく方向に切り換えました。体験を通じて東栄町を知り、人が集まるきっかけ作りができないかと考え、田植えや餅花作りなど田舎ならではの暮らし体験を企画してみたのですが、何かしっくりこない……と感じていました。

そんな矢先、セリサイト(絹雲母)を採掘している地元企業の社長と知り合い、自社のセリサイトを活用して“町おこし”をしたいとの熱い思いをお聞きし

相談されたことがきっかけで、協力隊3年目スタート時に「naori事業」を立ち上げることになりました。

■セリサイトで町おこしとは？

『セリサイトを使った手作りコスメ体験を通じて東栄町を知ってもらい、女性に移り住んでもらうことにより女性が楽しく暮らせる元気な町にならないだろうか。女性が元気になって盛り上げれば“町おこし”につながるのでは……。会社としても一住民としても地域に貢献したい。この思いを共有して事業を共に起こしてくれる仲間がいらないだろうか。』と、社長の長年温め続けていたアイデアのことを知りました。

私はセリサイトのこともコスメが手作りできることも知らなかったので衝撃を受け、社長のお話をとても興味深いものとして受け止めました。そんな社長のアイデアを形にするお手伝いができ、地域の特性を活かせる。私の思いと重なりビジョンも見えてきて「これだ!」と感じました。



■事業立ち上げ、運営で苦労されたことは？ 体験者の人数は？ PRはどのように？

まず、「手作りコスメ体験講座」を行うにあたり講師はどうするかということが最初の壁でした。社長や手作りコスメに関連した企業に相談しているうちに、女性の私がせっかくだから自分がやってみようと思い立ち研修を受け、知識や技術を習得、一人で講座を始めることになりました。最初、参加者が少なくモニターを入れても年間300名と厳しい状況でした。分析してみると、当初は美をテーマとする「ビューティーツーリズム」をうたい文句に、コスメ講座に合わせグルメや星空観察などセットにした盛り沢山のメニューで打ち出したことが原因だとわかりました。シンプルに「ファンデーション作り体験」にしたところ、翌年には参加者が3倍の1000名、昨年は1300名、多くの方が東栄町に足を運んで下さるきっかけとなりました。今週末には岡山県から泊まりでいらして下さいますよ。

PRについてはメディアに取り上げられたことと、口コミや体験者の方のSNS(インターネットサービスを使用した会員交流サイト)による拡散力でしょうか。とはいえ、地道にチラシを使った広報は決定打になることがわかり、とても大事であると実感しております。

【セリサイト(絹雲母)とは】
主に女性化粧品のファンデーションの原料となる鉱物。
日本では東栄町でしか採れない純度の高い良質なセリサイト(絹雲母)は大変希少で、愛知ブランド企業に認定された三信鉱工業では、それを採掘し独自の技術で精製。世界中の有名化粧品メーカーに利用されている。



手作りファンデーション&チーク

大岡 千紘 さん

東栄町観光まちづくり協会
メインコーディネーター
「naoriなおり」代表

東栄駅



naori
FIND YOUR INNER BEAUTY
TOEI TOWN, AICHI

■あまり聞きなれないのですが、「naori」のネーミングの由来は？

鉱山用語です。鉱山で、最高品質の鉱石が採れる鉱脈が交わっている部分のことを“直り”ということをお教えいただきました。地域を誇りに思う人々が交わり、なおり(活性化)そうだし、響きもいいし……ということで付けました。思いが名前になっているようで、とても気に入っています。

二つの商標が登録されました。

「naori」・「ビューティーツーリズム」

naori事業のブランド化と最大限の事業活動ができるように30年8月に登録済

■出張講座やイベントにも参加されているそうですね。

「naori事業」の拠点は、町が廃校になった小学校を地域活性化のため体験交流の場として再生利用した「のき山学校」です。教室をそのまま講座の場所として使わせていただき活動していますが、依頼があれば東栄町から1時間半圏内まで講座が出来るよう準備をしています。

また、女性をターゲットにした企画に関心をもっていただけなのか、愛知県からの依頼で各地のイベントに参加することもよくありますよ。町のPRになりますから、喜んで出向いていきます。去年は、東京や台湾にも行きました。

■協力隊を卒業されてから、現在は何を？

「naori事業」の運営は？

任務が終わり卒業した後は「naori事業」を続けながら「東栄町観光まちづくり協会」の立ち上げに関わり、翌年そのまま働くことになりました。

現在は、2名の後輩の協力隊に「naori事業」を引き継ぎ、応援要員として度々お手伝いしています。後輩達には講師としてのノウハウは伝えていますが、手作りコスメの研修に通い、一生懸命勉強しているので私より知識が豊富になり、頼もしささえ感じます。

協力隊の二人にも、これをきっかけに自身の道を見つけ、この地で楽しく暮らしていけるように、できる限り応援していきたいと思っています。

■東栄町観光まちづくり協会ではどんな活動をされているのですか？

ホームページやフェイスブックを活用して地域の情報発信をしています。

また、住民発案企画といって、住民の方のアイデアを形にする支援事業も行っています。事業を起こしたい気持ちはあるけれど、あと一歩が踏み出せない方のお話を伺い、その方が自立して“町おこし”に関わっていけるように手助けをするものです。「nao

ri事業」を立ち上げた時の気持ちになって取り組んでいます。

東栄町で暮らしたいと移り住んで来られた方の中にもパン屋、カフェなど、思いが形になり頑張っておられますよ。

また、協力隊の企画した事業とタイアップさせていただいた事例もあり、良い相乗効果もみられ今後が楽しみです。

■今後の展望、思いなどお聞かせ下さい。

「naori事業」の概念は、町を知ってもらい、好きになってもらい、住みたい人を増やすことです。「手作りコスメ体験講座」の参加者を増やすことが最終目標ではなく、この概念を広め伝えていくというのが私の理想であり目指すところです。

私自身、この東栄町に一人に来て若い女性との交流がなく寂しい思いをした経験があるように、未婚者、既婚者など事情はそれぞれ違うけれど、移り住んでも離れていってしまう現実を見ると、どんな方でも楽しめる町にしていきたい、女性が元気で楽しく暮らせる町づくりができたらいいなと思っています。

そのためにも、「naori事業」の活動の原点、美をテーマにした観光、食、スポーツ、自然を取り入れた「ビューティーツーリズム」の意識が広がっていき、地域と連携して商品開発をしたり、事業を起こしたりと、地域活性化につながると思います。

今後も、観光まちづくり協会で活動しながら、協力隊とともに、この地で“町おこし”……頑張っていきたいと思っています。

「naori事業」がきっかけで

愛知県が美と健康をテーマに奥三河の特産物や観光を発信していく企画が動き出しました。従前のPR方法を改めて美意識を変える事に着目した方法により、情報を伝えていくことで、奥三河地域を活性化していくものです。

奥三河観光協議会

検索



インタビュー：原田安生広報担当副会長

取材を終えて
以前、当会女性部会の事業で講座に参加した事もあり、本事業のことは知っていましたが、三信鉱工様さんとタイアップしてこんなことをやっている女性がいるんだあ。若いのに凄いなあ。と漠然と思っただけでした。
ところが、大岡さんのお話を聴くうちに、協力隊としての確固たる信念を持って移住して、任務に取り組み、継続していること、そして、町おこしに対する考え方が一貫していることに驚きました。
こんな可愛らしくてきゃしゃな大岡さんのどこからそんなパワーが湧いてくるのか……。
3月に出産を間近にしての取材にもかかわらず熱い思いを伝えてくれました。
里帰り出産後も、東栄町に戻り活動を続けるという、可愛い元気な赤ちゃんの顔を見せて下さいね。

社会貢献事業：平成30年度租税教育活動

税の標語 入賞作品

(対象：八名中学校生徒 応募作品113点)

最優秀賞

納税で 笑顔あふれる まちづくり 3年 山本 彩生

(敬称略)

新城税務署長賞

ぼくが使ったこづかいも 誰かのために なっている 2年 坂田 理空

優秀賞 3点

広げよう みんなの笑顔 税金で 1年 竹内陽奈薫
 納税で 理想の社会の 道づくり 2年 森田 健慎
 税金は 笑顔と未来へ つなぐ道 3年 石内 輝

入選 12点

1年 4点

幸せと 国の未来を つなぐ税 市園 真滉
 税金は 僕らの未来の 大事な架け橋 梅田 昌栄
 納税で 明るい町の 手助けを 平田 燕
 未来への 翼をつくる みんなの税 中西 照

2年 4点

納税で 笑顔がたえない 明るい町 小林 陽菜
 納税で 光り輝く 町づくり 松山 稜
 納税で 輝く地域 創る未来 岡田 涼那
 暮らす町 幸せつくる みんなの税 森下 七南

3年 4点

納税は未来へ届ける送りもの。 徳永 剛樹
 納税で 築いてみせます 良い社会 福井 智哉
 納税は 今と未来を つなぐもの 杉山 彩華
 税金で きれいな町に 新城市 中村 愛理

税に関する絵はがきコンクール入賞作品

(対象：新城管内小学校6年生 応募作品120点)

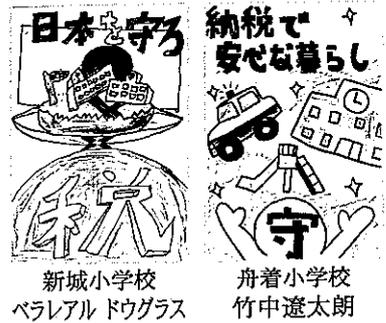
最優秀賞



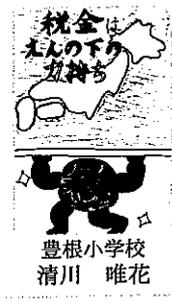
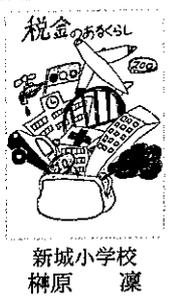
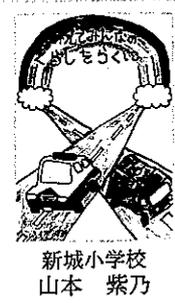
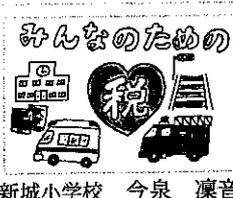
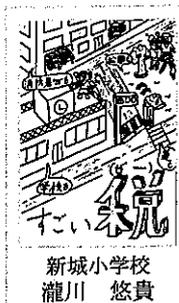
新城税務署長賞



優秀賞 5点



入選 11点



美しいオシドリをずっとこの地に

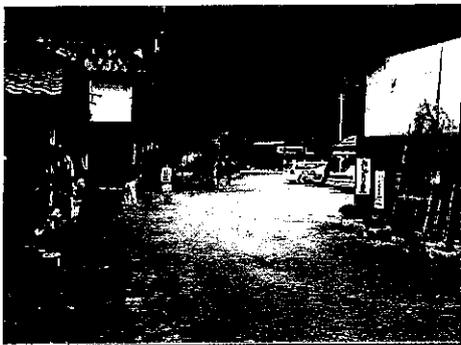
設楽町田峯

奥三河 “おしどりの里”

越冬のため飛来するオシドリは、東三河地域を南北に流れる豊川(とよがわ)の正流、通称：寒狭川(かんさがわ)沿いで見られます。飛来の時期は例年10月中旬頃で、安定して観察できるのは11月から3月頃です。オシドリはたいへん警戒心の強い鳥なので必ずしも毎回観察できるとはかぎりません。付近ではその他にカモ類(マガモ、カルガモ、トモエガモ、ヒドリカモ、コガモ)やヤマセミ、カワセミ、カワガラスなどの水辺の鳥が見られることもあります。

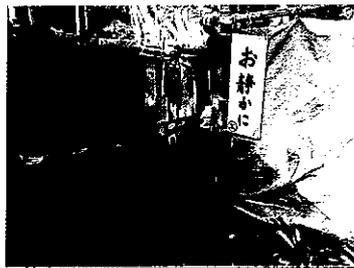


長きに亘るオシドリ保護のおかげで、400羽以上のオシドリが見られるようになりました。



管理小屋

県道から寒狭川沿いに下ったところに受付があります。隣にはオシドリ資料館が常設されています。



観察小屋

オシドリは、非常に敏感で警戒心の強い鳥です。専用の観察小屋から、静かに観察します。大きな物音を立てないよう、カメラのフラッシュも使わない、などの配慮が必要です。

設楽町観光協会 おしどりの里

検索

法人会会員のみなさまに 経営者大型総合保障制度

経営者はお亡くなりになったり就業不能状態になるなど、
 様々なリスクに取り囲まれており、
 「会社をまもるための資金」と「家族をまもるための資金」の両方が必要です。

大同生命ではリスクに対応した商品を組み合わせでご加入いただく
 トータル保障をご提案しています。

会社をまもる		家族をまもる	
 お亡くなりになる リスクに対する保険	Rタイプ	 お亡くなりになった場合や 要介護状態で収入がなくなった 場合のリスクに対する保険	収入リリース
 重大疾病による 長期離職の リスクに対する保険	Jタイプ		
 重度の身体障がい状態 によるリタイアの リスクに対する保険	Tタイプ	 要介護状態になった場合の 介護のリスクに対する保険	介護リリース
 ケガ・病気による 一時的な離職の リスクに対する保険	Mタイプ		

商品の正式名称は次のとおりです。Rタイプ：無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）、Jタイプ：無配当重大疾病保障
 保険、Tタイプ：無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動型）、Mタイプ：無配当総合医療保険（保険料払込中
 無解約払戻金型）、収入リリース：無配当介護収入保障保険（無解約払戻金型）、介護リリース：無配当終身介護保障保険
 ご検討・ご契約にあたっては、「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。
 記載は平成30年8月現在の内容です。将来変更となる可能性があります。

(引受保険会社)

DJIDO 大同生命保険株式会社

三河支社/
 愛知県岡崎市明大寺町字菩提円13-2(大同生命岡崎ビル1F)
 TEL 0564-51-7941

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
 企業保障の
 大きな傘を

AIG



AIG 損保

法人会のビジネスガード
Business Guard *Series*

**世界有数の地震国、日本！
いつ、どこで大地震が発生しても
不思議ではありません。**

地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を！



スロバティールガード
Property Guard

法人会の企業地震保険

企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）

地震災害のリスクから会員企業をガードします！

この広告は保険の概要をご説明したものです。保険の対象、建物の構造、建築年月等によってはお引受できない場合もございますのであらかじめご了承ください。
2018年1月時点の内容です。

AIG 損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）
<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

豊橋支店

〒440-0814

豊橋市前田町1-6-4

TEL. 0532-53-6320 FAX. 0532-52-6165

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）



『おしどりの里』 水辺でゆっくり泳ぐオシドリの群れ

出典／設楽町観光協会

平成31年2月25日発行

発行所／一般社団法人 新城法人会
〒441-1326 新城市字中野15-10
TEL (0536) 22-1811
FAX (0536) 23-1007
URL <http://hojinkaizenkokuhojinkai.or.jp/shinshiro/>
E-mail s.hojin3@basil.ocn.ne.jp

編集／一般社団法人 新城法人会 広報委員会

印刷所／株式会社印刷